

答申第207号  
令和元年12月13日

神戸市長  
久元喜造様

神戸市情報公開審査会  
会長 窪田 充見

神戸市情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について  
( 答 申 )

令和元年10月11日付神行法第894号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

「特定個人に係る事故報告書等」の公開請求の拒否による非公開決定に対する審査請求  
についての諮問

答 申

1 審査会の結論

特定個人に係る事故報告書等について、存否を明らかにしないで公開請求を拒否した決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

(1) 審査請求人（以下「請求人」という。）は、神戸市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき、以下の公開請求を行った。

「下記事案についての、事故報告書及び診断書等の添付書類一切

記

発生年月日 平成 30 年〇月〇日発生

負傷者 〇〇

発生場所 医療法人社団〇〇『〇〇』 〇〇居室内

請求者との関係 請求者は当時上記施設で介護職員として勤務し、上記負傷者の計画作成担当者の地位にあった。」

(2) 市長（以下「処分庁」という。）は、本件請求に対して、公開請求の拒否による非公開決定（以下「本件決定」という。）を行った。

(3) これに対し、請求人は、本件決定の取消しを求める審査請求（以下「本件請求」という。）を行った。

3 請求人の主張

請求人の主張を、令和元年 6 月 24 日受付の審査請求書、7 月 30 日及び 9 月 11 日受付の反論書、10 月 25 日の審査会における口頭意見陳述から要約すれば、概ね以下のとおりである。

(1) 請求人は当該事故があった時期、医療法人社団〇〇において介護職員として勤務しており、負傷者の計画作成担当者の地位にあったもので、当該事故があったことは既に知っている事柄で、事故の有無は既に明らかである。

(2) 事故報告書には、負傷者の情報だけではなく、施設及び事故に関与した職員等の情報も記載されているはずである。請求人は当時、負傷者の計画作成担当者の地位にあったから、その業務に関する具体的な内容、請求人の行った説明など、請求人に関する事項が記載されていることは明らかである。請求人自身が公開を請求している以上、その情報にかかる部分まで非公開とする合理的理由は全くない。特定の個人（負傷者）のプライバシー保護の配慮については、当該個人の氏名、住所・家族関係等、その個人情報についての部分をすべて非開示とすれば足りる。

(3) 公開を請求した書面に記載されている事故は、事業を営む医療法人社団に関する情報

であり、その公開を拒否することはできない。さらに、公開を請求した書面の記載内容は、病院内での事故報告であり、「人の生命、身体又は健康を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」であることが明らかで、かつ、「公にしないことが正当であると認められる」ような事情は全くない。本件のような全面非開示を認めれば、病院等の施設の事故情報という、まさしく公共の利害に関する情報公開の途を閉ざすことになってしまい、明らかに不当である。

- (4) 処分庁は「公開する文書中で氏名等の個人情報を秘匿したとしても、公開請求書の内容と合わせれば、特定の個人であることが容易に識別できる」として、文書の一部の開示にすら応じようとしなない。しかしながら、個人の識別が可能かどうかは、公開する文書のみで判断すべきであって、それ以外の書面や情報と照合して特定の個人が容易に識別できる場合には公開できないということになれば、個人情報が記載されたほとんどの書面が公開されなくなってしまう。

#### 4 処分庁の主張

処分庁の主張を、令和元年7月11日及び8月20日受付の弁明書、10月25日の審査会における事情聴取から要約すれば、概ね以下のとおりである。

- (1) 条例第12条第1項において、「実施機関は、公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、第10条各号に掲げる情報を公開することとなるときは、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる」と規定されており、また、第10条第1号において、「特定の個人が識別され、若しくは識別されうる情報であって次に掲げるもの又は特定個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害すると認められる情報（いずれの場合も、人の生命、身体又は健康を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。） ア 公にしないことが正当であると認められるもの」と規定されている。

請求人が公開請求を行った公文書の内容は、特定個人にかかる事故の情報であり、その有無を含め、社会通念上、他人に知られたくないと通常認められる情報に該当し、これらの規定に該当すると判断したため、本件処分を行った。

- (2) 請求人は、当該事故があった時期、医療法人社団〇〇において介護職員として勤務しており、当該事故があったことは既に請求人が知っている事柄で、事故の有無は既に明らかであると主張するが、公文書を公開するか否かの判断は、情報公開制度上、請求者が誰であるのかを問わず、一律に判断されるべきであり、請求人が知っている事柄であるか否かは本件処分の判断には影響を及ぼさない。
- (3) 請求人は、特定の個人（負傷者）のプライバシー保護の配慮については、当該個人の氏名、住所・家族関係等、その個人情報についての部分をすべて非開示とすれば足りると主張するが、公開請求書に特定の個人の氏名が記載されている以上、公開する文書中で氏名等の個人情報を秘匿したとしても、公開請求書の内容と合わせ見れば、特定の個人であることが容易に識別できるため、請求人の主張は失当である。

(4) 条例第3条において「実施機関は、公文書の公開を請求する権利が十分に保障されるようこの条例を解釈し、及び運用するとともに、個人に関する情報をみだりに公にすることのないよう最大限の配慮をしなければならない」と定められている。さらに、条例第10条第1号又は第2号において、特定の個人のプライバシーや法人等の情報の保護のため、非公開とすべき情報について定められているが、その例外として示されている「人の生命、身体又は健康を保護するため、公にすることが必要であると認められる」情報とは、特段の公益上の理由が認められる情報とされている。

確かに、介護サービス事業所等における事故報告書には、人の生命、身体又は健康に関する情報が含まれていることが多いが、それだけをもって、特段の公益上の理由が認められる情報とは言えず、「人の生命、身体又は健康を保護するため、公にすることが必要であると認められる」情報には該当しない。

## 5 審査会の判断

### (1) 争点について

本件における争点は、特定個人の介護施設内における事故報告書及び診断書等の添付書類一切の公開請求に対して、対象となる公文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否した本件決定の妥当性についてである。

以下、検討する。

### (2) 存否応答拒否について

条例第12条の規定では、「公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、第10条各号に掲げる情報を公開することとなるときは、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。」としている。

この「存否応答拒否」は、公開請求に対する公文書の存否を示すこと自体が、ある事実を明らかにすることとなり、個人や法人等の保護されるべき正当な権利利益等が損なわれるおそれがある場合に適用される。具体的にいうと、公開請求書に記載された公開を請求する公文書の内容に、特定の個人名や法人名等と特定の事項など限定的な記載がなされており、それを前提として、非公開決定や不存在決定によって公文書の有無を応答すれば、新たな情報を明らかにすることとなり、かつ当該情報が条例第10条各号に該当する場合に、本条を適用すべきものである。

本条は、公開請求に係る公文書の存否を明らかにしないで、公開請求を拒否するという例外的な規定であり、公文書公開請求権を侵害することになりかねないため、公文書の存否を明らかにすることにより生じる個人又は法人等の権利利益の侵害等を条例第10条各号の規定に照らして限定的に判断しなければならない。

### (3) 本件決定の妥当性について

請求人が公開を請求する公文書は、特定個人に関する特定施設において発生したとされる事故に係る報告書等一切であると認められる。そうすると、本件公開請求に対して公文書の存否を明らかにすれば、特定個人の特定施設への入所事実の有無を明らかにすることになり、当該情報は条例第10条第1号アの非公開情報に該当するものと認められる。

したがって、本件請求に対して、公開請求の拒否による非公開とした処分庁の決定は妥当である。

なお、請求人は当該特定施設で介護職員として勤務し、当該特定個人の計画作成担当者の地位にあったとしており、事故の有無は既に明らかであると主張する。しかしながら、条例で定める公開請求権は、何人に対しても認められ、制度上、公開請求の理由や目的等を問うものではないことから、公開請求者が誰であるのか、公開請求者自身が求めようとしている情報に関して利害関係を有しているかどうかなどの個別的な事情によって判断が左右されるものではなく、一律に判断されなければならない。

#### (4) 結論

以上のことから、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

#### (参 考) 審査の経過

年 月 日	審査会	経 過
令和元年 6 月 24 日	—	* 審査請求人から審査請求書を受理
令和元年 7 月 11 日	—	* 処分庁から弁明書を受理
令和元年 7 月 30 日	—	* 審査請求人から反論書を受理
令和元年 8 月 20 日	—	* 処分庁から弁明書を受理
令和元年 9 月 11 日	—	* 審査請求人から反論書を受理
令和元年 10 月 11 日	—	* 諮問書を受理
令和元年 10 月 25 日	第 329 回 審査会	* 処分庁の職員から非公開理由等を聴取 * 審査請求人から意見陳述 * 審議
令和元年 11 月 25 日	第 330 回 審査会	* 審議